

裁 決 書

審査請求人

代理人

代理人

平成20年11月23日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

が、平成20年10月17日付けで審査請求人に対し行った生活保護申請却下処分は、これを取り消す。

事 実

（以下「処分庁」という。）は、平成20年10月17日、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第1項の規定により、生活保護申請却下処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成20年11月23日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

請求人は、原処分の取消しを求めて、次のとおり主張する。

却下の理由に「就職が決定し、給料が出るまでのつなぎ資金を得るために保護を申請したものである」とあるが、事実に反する。は何の審査もしないで保護の申請を却下した。

裁 決 の 理 由

1 認定事実

本件に関しては次の事実が認められる。

[Redacted text block]

2 判断

(1) 法の規定等について

ア 生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のため活用することを要件として行われ（法第4条第1項）、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。

イ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け発社第123号。以下「次官通知」という。）第6では、他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努めさせることとされ、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第6では、活用を図るべきものとして40項目を掲げ、さらに、「活用を図るべきものはこれらに限られるものではないので、これら以外のものの活用についても、留意すること。」とされている。

また、局長通知第11の1の(2)では、要保護者が、自らの資産、能力、扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして申請を却下することとされている。

ウ 保護の要否の判定は、原則としてその判定を行う日の属する月までの3箇月間の平均収入充当額に基づいて行うこととされている（局長通知第10の2(1)）。

エ 保護の要否の判定、保護の決定に当たり、資産、能力及び他法他施策の活用や、扶養義務者の扶養が十分でないケースに対しては、適切な助言指導を行い、資産、能力等の活用に関する助言指導に従わないときは、真に急迫した状況にある場合を除き、保護の要件を欠くものとして申請を却下することも検討することとされている。また、保護の要否判定の結果、資産、能力等を活用してもなお、最低生活費の需要が満たされない場合、保護を開始することとされている（生活保護行政を適正に運営するための手引（平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）Iの1の(3)）。

(2) 処分庁の主張について

処分庁は、平成20年12月16日付け弁明書の中で、次のとおり主張する。

請求人に対し、福祉資金の活用を図るよう話をしたが、返済しなければならないなら借りない」と拒否し、借入金額が判明しないため保護の要否判定に至らなかった。

請求人は、他法他施策の活用を拒否したものであり、処分庁に相談に訪れた時点では就労先が確保されており、その給与が出るまでの生活費がないとのことであった。

請求人は、福祉資金の借入を返済しなければならないなら借りないと拒否したもので、こうした行為は、他法他施策優先の趣旨に反するものである。

(3) 原処分について

ア 福祉資金の活用について

福祉資金は、XXXXXXXXXXが独自に創設している貸付制度であり、局長通知第6に掲げられている生活福祉資金には該当しないが、同通知第6に掲げられているもの以外のものの活用についても留意することと同通知第6に規定されていることから、処分庁は福祉資金を活用すべきものと考えていると思われる。しかし、福祉資金を借りた後に、保護を受けることとなった場合、その償還費について、請求人の収入から控除される等の措置は、法や次官通知、局長通知等に規定されていないので、請求人が返済を実行すると、支給された保護費は最低生活費を下回ることとなる。最低生活費を保障できなくなるような貸付金は、要保護者が活用すべきものとはいえず、その活用を促すことは不相当である。したがって、福祉資金を活用しないことをもって保護の要件を欠くとする処分庁の主張は、失当である。

イ 保護の要否について

前記(1)のイによれば、仮に請求人が福祉資金を借りたとしても、最低生活費の需要が満たされない場合は、保護を開始することとなる。しかし、処分庁が請求人について、保護申請後に開始することとなっていた稼働に伴う給与の額等の収入状況を把握し、最低生活費の需要が満たされるか否かを判断した事実はみられない。保護の要否は、要保護者がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のため活用した上で、当該要保護者の最低生活費と収入とを対比して決定されるものであり(前記(1)のイ)、請求人について保護の要否を判定することなく、単に保護の要件を欠くとして申請を却下した原処分は、不相当といわざるを得ない。

なお、処分庁は、請求人が福祉資金を借りることを拒否し、借入金額が判明しないため保護の要否判定に至らなかったと主張するが、保護の要否判定は、前記(1)のウのとおり行われることとされ、保護申請後に、いわゆるつなぎ資金の目的で借りる福祉資金は、そもそも保護申請時の要否判定に用いるべきものではないから、当該資金を借りることを拒否したことが、要否判定を行わなかった理由とはならない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がある。

よって、主文のとおり裁決する。

平成21年6月26日

北海道知事 高橋 はる

